

公告第 19 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和 8 年 9 月 29 日

和歌山地方税回収機構
管理者 岸 本 健

公 示 送 達 書	
下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者の 氏名又は名称	小宮 保則
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和 8 年 7 月 10 日付の地方税に関する書類
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して、7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公告第 20 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和 8 年 9 月 29 日

和歌山地方税回収機構
管理者 岸 本 健

公 示 送 達 書	
下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者の 氏名又は名称	小宮 保則
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和 8 年 9 月 14 日付の地方税に関する書類
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して、7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	